

国民年金保険料を口座振替で前納するとおトクです。

保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。
また、保険料を「前納」すると割引があります。

①保険料の前納を口座振替にすると割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると、

現金払いでは、2,950円の割引、

口座振替では、3,490円(540円増)の割引となります。(6ヵ月前納も口座振替が有利です。)

口座振替日は4月30日(今年は4月30日が休日のため5月1日)です。

※口座振替での1年度分の前納は、平成18年3月中に社会保険事務所への事前登録が必要となりますので、お早めにお申し込みください。

通常は、口座をお持ちの金融機関でも手続きが可能ですが、社会保険事務所への登録が間に合わない場合がありますので、社会保険事務所へ直接お申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、既に口座振替で1年度分の前納をされている方は、あらためて届出をしていただく必要はありません。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとおトクです。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヵ月分の保険料(従前の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

※(割引額の50円は、平成18年度の割引額です。平成18年3月分までの割引額は月40円です。)

【早割のイメージ図】

平成18年3月中に事前登録された場合

通常の口座振替

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	5月末日
5月分	6月末日

早割制度

保険料	引落日
3月分	4月末日
4月分	4月末日
5月分	5月末日

4月分以降の保険料から50円割引

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

以上の口座振替のお申し込みは、社会保険事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口で手続き(申込用紙は備え付けておりますが、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印が必要となります。)を行っていただくか、申し込み用紙社会保険事務所へ郵送する必要があります。

口座振替の申込用紙(振替方法の変更も同じ申込用紙となります。)は、社会保険事務所などに請求していただくほか、社会保険庁ホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

なお、保険料の半額免除の承認を受けている方の口座振替は、通常の口座振替でのお申し込みとなります。